

## 「浜名湖かんざんじ温泉企画割引（仮称）」提携旅行会社募集要項

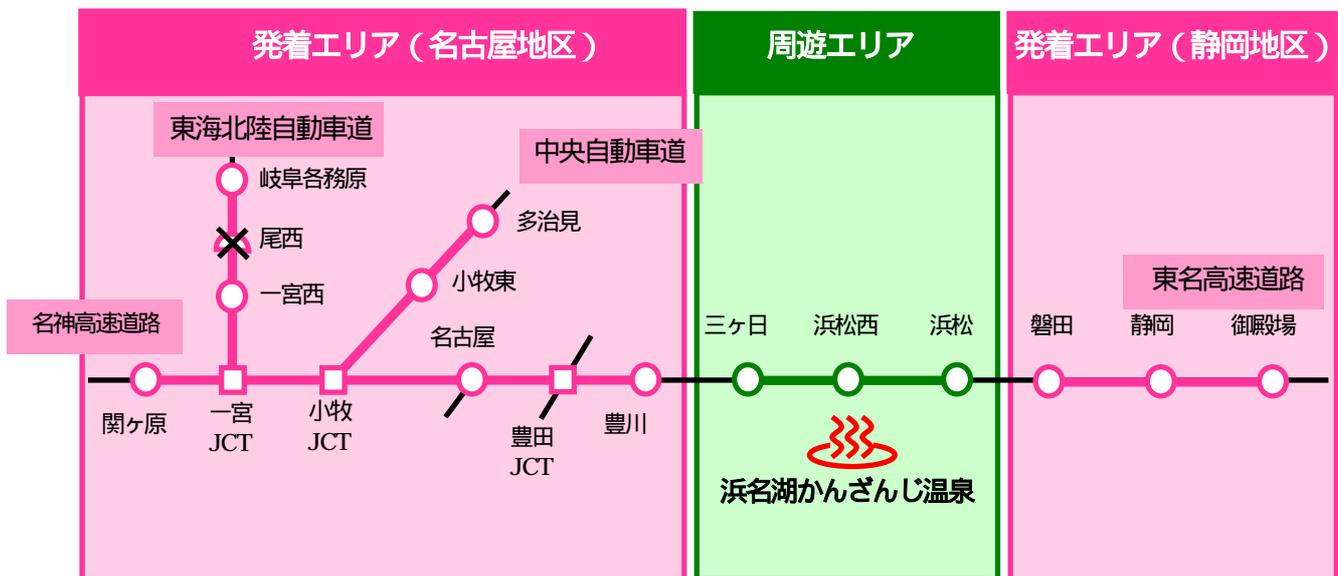
**応募資格** 応募時点で旅行業法施行規則第一条の二第一項の規定に定める第一種旅行業務又は同条の二第二項の規定に定める第二種旅行業務のいずれかについて旅行業法第三条の規定に定める登録がされており、同時点で同法第十八条の三の規定に基づく業務改善命令を受けていない法人

**応募条件** に記載する提携事業概要について、 に定める参加条件で積極的に協力いただける法人

### 企画割引の概要

発着エリア（静岡地区又は名古屋地区）から周遊エリア（浜松地区）までの1往復分と、その間の周遊エリア内の高速道路を何度でもご利用いただける商品です。

- 1) 実施期間 平成19年10月中旬～12月中旬の土日祝日を含む毎日
- 2) 対象車種 普通車及び軽自動車等（自動二輪車含む）
- 3) 対象車両 上記車種で、ETCシステムにより無線通行した車両
- 4) 対象エリア
  - 《発着エリア1（名古屋地区）》
    - 東名高速道路 豊川インターチェンジ（以下「IC」と表記。）～関ヶ原IC
    - 中央自動車道 多治見IC～小牧東IC
    - 東海北陸自動車道 一宮西IC～岐阜各務原IC（尾西ICを除く）
  - 《発着エリア2（静岡地区）》
    - 東名高速道路 御殿場IC～磐田IC
  - 《周遊エリア（浜松地区）》
    - 東名高速道路 浜松IC～三ヶ日IC
- 5) 予定販売価格 普通車：約2,500円程度、軽自動車等：2,000円程度



#### 提携事業概要

- 1) 弊社が企画割引を実施する期間中、浜名湖かんざんじ温泉を中心とした静岡県浜松地区へ観光を計画しているお客様に対し、貴社店頭において弊社企画割引の専用パンフレットの配布、貴社旅行ガイドブックへの掲載等、弊社の企画割引を紹介していただきます。
- 2) 貴社が企画される旅行商品のちらし等において、弊社企画割引のプロモーションを行っていただきます。
- 3) 本企画割引と提携する貴社の宿泊商品又は宿泊と観光素材をセットにした旅行商品を販売していただきます。
- 4) お客様が希望される場合は、弊社の企画割引への事前登録手続をお客様に代わって行っていただき、弊社が定める方法により利用日の2営業日前までにお客様リストの作成等を行っていただきます。
- 5) 弊社の企画割引のキャンペーンウェブサイト、貴社名又は貴社提携旅行商品のバナーを掲示いたします。

#### 参加条件

- 1) 事務手数料 弊社の企画割引への事前登録の代行に伴うお客様リストの作成について、弊社が別途定める額をお支払いします。
- 2) 事務手続き 本事業についての協定を締結のうえ実施していただきます。
- 3) 販売等条件 貴社宿泊施設の宿泊商品又は宿泊と観光素材をセットにした旅行商品を販売していただく際に、弊社の企画割引と宿泊施設の宿泊料等のトータル価格をPRされることは構いませんが、その場合も、高速道路利用料金分を必ず明示いただくとともに、高速道路料金分は宿泊料等と別にお支払いいただくことを明記していただきます。
- 4) 実施可否 本企画割引の商品化及び販売はあくまで現時点での予定です。諸事情により内容の変更若しくは販売の中止又は延期する場合があります。なお、それらの場合でも、当社は提携事業者への補償等はいたしかねます。
- 5) 継続販売 本企画割引の今後の定期的又は継続的な商品化については、未定です。

応募時の提出書類 応募時には、以下に掲げる書類1部を提出していただきます。

- 1) 申込書
- 2) 提携旅行商品に関する提案書
- 3) 会社概要
- 4) IR情報抜粋
- 5) 類似する事業実績など

提出していただいた書類及び資料は、返却いたしません。

#### 選考

上記書類を基に、当社内にて選考させていただき、平成19年7月2日(月)までに、当社から提携していただくか否かについての結果を書面にて通知いたします。なお、選定基準は公表いたしません。

#### 申込書様式

申込書様式は別添に定めるものを使用していただきます。

以 上